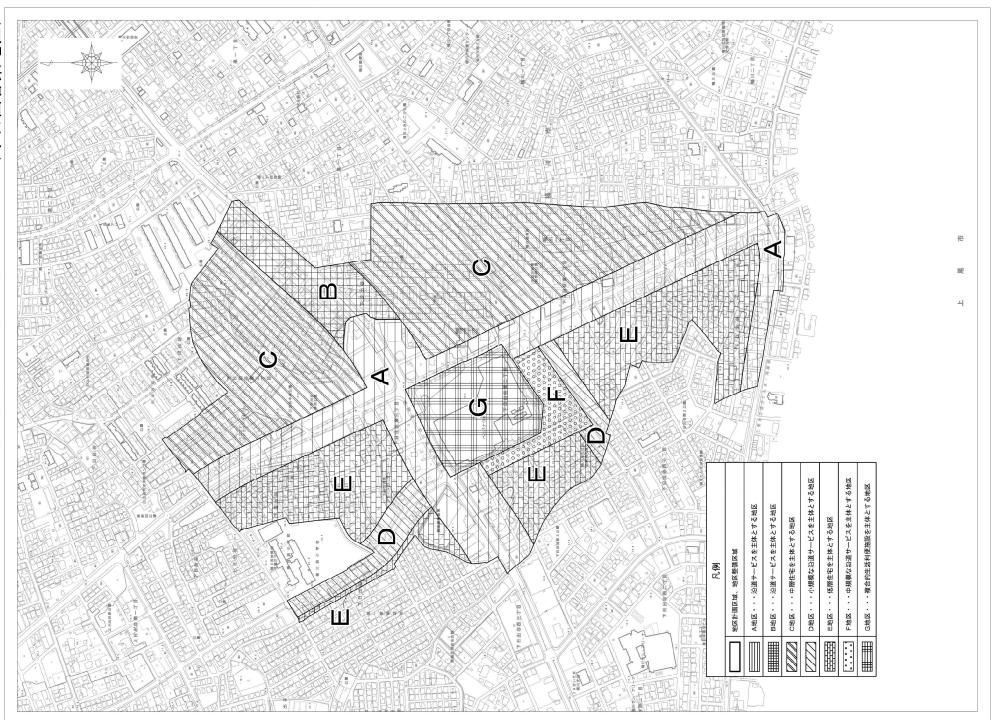
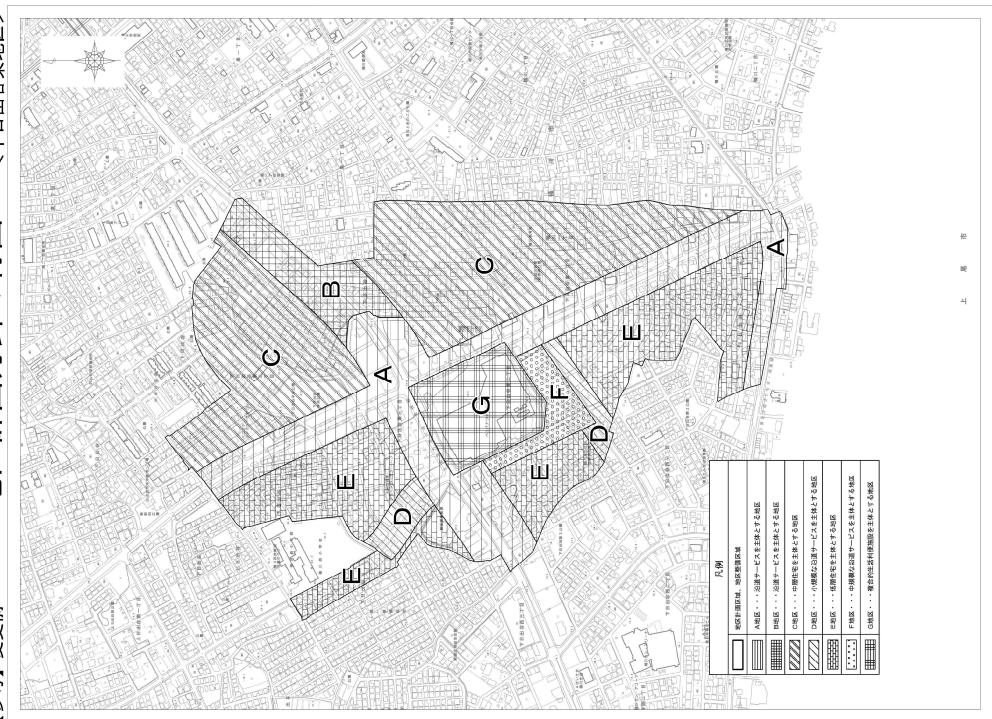


地区計画方針の付図



1:2500



p.2

1:2500

桶川都市計画地区計画の変更に係る意見書の要旨及び市の処理方針

1 案の縦覧結果

縦覧期間	令和5年11月2日(木)から令和5年11月16日(木)まで		
縦覧者数	1名		
意見書提出数	1通(賛成:0通、反対:1通)		

2 意見書の要旨及び市の処理方針

(意見書番号:受付順)

番号	意見書の要旨	市の処理方針
1	■反対	
	沿道地区について、建築物	桶川市第六次総合計画では、今後一層進展する人口減少
	の絶対高さ制限を10m以	と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能な
	下に特例としてでも認めて	まちづくりを着実に推進するため、「歩いて暮らせるまちづ
	ください。それなら賛成しま	くり」を土地利用の基本方針の一つとしています。また、
	す。	桶川市都市計画マスタープランでは、愛宕東線や愛宕中通
		り線などの広幅員道路沿いの住居系用途地域において、後
		背地の住環境との調和に配慮しつつ、日常生活に必要な商
		業機能の立地など、住環境とのバランスを考えた土地利用
		を誘導することとしております。
		沿道地区については、既に「小規模な沿道サービスを主
		体とする地区」として指定している桶川西小学校の南側の
		沿道部分と連続性を有することから、同様の高さ制限とし
		て、絶対高さ制限12mと併せて従前と同様の北側斜線制
		限を設け、日照など周辺の住環境に配慮するものです。